

騒音作業における管理者労働衛生教育開催のご案内

栃 木 労 働 局 長 登 録 教 習 機 関
林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部

作業環境において、大きな音を継続的に耳にすることで感覚細胞がダメージを受け、騒音性難聴が引き起こすとされています。林業作業現場や木材製造業等の工場で働く方など、騒音が発生する職場の方々に多く見られる症状のため、「職業性難聴」とも呼ばれています。

今般、騒音作業に従事する労働者の騒音障害を防止することを目的とした「騒音障害防止のためのガイドライン」が改訂されたことに伴い、事業者は、騒音障害防止対策の管理者や騒音作業に従事する労働者に対する労働衛生教育の実施が求められています。

このため、林材業の騒音作業における作業場について適切な措置が講じられるよう、標記教育を下記のとおり開催いたしますので、この機会に騒音障害防止対策の管理者となられる方や常時騒音作業に従事する方等が受講されますようご案内申し上げます。

【騒音障害防止のためのガイドラインの対象作業場】

〔林業関係〕

- ①チェーンソー又は刈払機を用いて立木の伐採、草木の刈払い等の業務を行う作業場
- ②岩石又は鉱物を動力により粉砕し、又は粉砕する業務を行う作業場（例：作業道作設時のブレーカーによる岩石の破碎）

〔木材製造業関係〕

- ①ドラムバーカーにより、木材削皮する業務を行う屋内作業場
- ②チップパーによりチップする業務を行う屋内作業場
- ③乾燥設備を使用する業務を行う作業場
- ④丸のこ盤、帯のこ盤等木材加工用機械を用いて木材を切断する業務を行う作業場

記

日 時 令和8年11月18日（水）9：00～12：30（受付8：50）
場 所 鹿沼市職業訓練センター 講堂（鹿沼市上石川 1465-4）
受講料金 会 員 6,490円（受講料 4,840円・教材 1,650円）税込み
非会員 11,990円（受講料 10,340円・教材 1,650円）税込み
〔登録番号（インボイス）T2010405001854〕 10%税率対象
申 込 先 林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部（受講料を添えてお申込み下さい。）
〒321-2118 宇都宮市新里町丁 277-1 TEL028(652)2153 FAX028(652)1046
〔銀行振込〕 足利銀行本店 普通預金 178351 林材業労災防止協会栃木県支部
定 員 30名（定員になり次第申込みを締め切ります。）
申込締切 令和8年10月30日（金）
携 行 品 受講票・筆記用具
教育科目 【学科教育】3時間
①騒音の人体に及ぼす影響 ②適正な作業環境の確保と維持管理 ③聴覚保護具の使用及び作業方法の改善 ④関係法令等
そ の 他 ・全科目を修了した受講者には「騒音障害防止対策管理者労働衛生教育修了証」を交付します。

騒音作業管理者労働衛生教育講習

受講申込書（修了台帳）

2.4cm	
のり	3.0cm
写真	

ふりがな			修了証 ※第 号 番 号
氏 名			
併記を希望する場合の旧姓又は通称 （要確認書類）			
生 年 月 日	昭和 年 月 日 平成	交 付 年月日	※令和 年 月 日
現 住 所	〒 — TEL ()		
勤 務 先	所 在 地	〒 — TEL ()	
	名 称		

《個人情報について》

ご記入いただきました個人情報につきましては、当支部が適切に管理し、本講習会の実施目的以外には使用いたしません。

《併記を希望する場合について》

旧姓又は通称併記希望者は、戸籍謄本、住民票、自動車運転免許証など名称確認できる資料のコピーを添付してください。【尚、本籍地の記載はマスキング（黒塗り）してください。】

令和 年 月 日

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部長 殿

会 員	非会員

実施管理者	受付担当者

注) ※記入しないこと。